

選考委員会設置要綱

(目的)

第1条 高岡市観光ポータルサイトリニューアル及び運用保守業務委託を実施するにあたり、プロポーザルにより最適な受託候補者を選考するため、高岡市観光ポータルサイトリニューアル及び運用保守業務委託受託候補者選考委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 委員会は、別表に掲げる委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- (1) 委員長は会務を総理し委員会を代表し、及び会議の議長となる。
- (2) 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

2 委員会は、次にあげる事項を所掌する。

- (1) 募集手続に関すること。
- (2) 提案書提出要件又は提案書提出を要請する者の選定に関すること。
- (3) 評価項目・基準・配点の設定に関すること。
- (4) 公募型プロポーザルにおける参加希望者の提案資格の確認に関すること。
- (5) 提案書の審査及び評価に関すること。
- (6) 受託候補者を特定する方法に関すること。
- (7) 参加者が多数の場合の一次審査の方法に関すること。
- (8) 参加者が一者のみの場合の特定基準に関すること。
- (9) 提案書の著作権の取扱に関すること。
- (10) 前各号に掲げるもののほか、受託候補者の選定に関すること。

第3条 委員会は、必要の都度、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の2分の1以上の委員が出席しなければ、会議を開催することができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決するものとし、可否同数の場合は、委員長の決するところによる。

4 委員長は、急を要し委員会の会議を開くことができないときは、委員に回議してこれに代えることができる。

第4条 委員長及び委員は、参加者と利害関係を有する場合は、その旨を申告し、その職を辞退しなければならない。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、観光交流課において処理する。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、それぞれ委員長が委員

会に諮って定める。

別表(第2条関係)

委員長	公益社団法人高岡市観光協会 事務局長 藤田 辰昭
副委員長	高岡市産業振興部 次長 長久 洋樹
委員	観光交流課長 野村 岳人
委員	高岡商工会議所 事務局長 空 哲男
委員	高岡商工会議所 観光交流常任委員会 委員長 梶川貴子